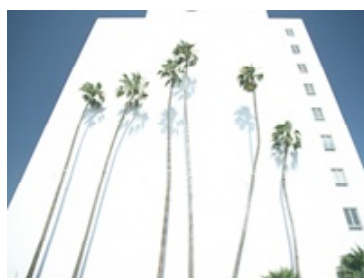




中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



10月の税務

8月決算法人の申告 2月決算法人の中間申告

人件費等が増加した場合の税制軽減として現在雇用促進税制（一人あたり40万）と所得拡大促進税制がございませう。

雇用促進税制を利用するためには決算月から2か月以内にハローワークに雇用促進計画を提出しなくてはならなりません。詳しくはご相談下さい。

経営セーフティ共済の手続きをしているお客さまで前納を希望する場合、決算月の5日までに機構に書類が必着しなくてはならないため決算月の前までに数値を見て御相談下さい（書類はすぐに提供できます）

小規模企業共済、中小企業退職金共済の加入についても対応可能です。

個人のお客さまにつきましても融資対策、消費税対応、法人なり、節税対策等随時相談に応じております。

10月の労務

10月より、算定基礎により決定した報酬月額への変更、並びに厚生年金保険料率が0.354%上がり17.474%を労使折半します。（報酬月額に8.737%を乗じて給与から徴収）

またこの10月から各県の最低賃金が変わります。茨城県は729円となります。

秋は労働保険の加入調査月間、また社会保険の統合調査の多い時期でもあります。

労働基準監督署の調査が入った。社会保険の呼び出し調査がある等ご不安なケースでも対応いたしますので遠慮なく御相談下さい。また秋の就業規則作成、見直しについても随時相談に応じています。社会保険労働保険の電子申請サービスを全国展開するために当事務所サイトから必要書類のダウンロードを可能としました。

事務所近況情報

会計事務所もサービス業という意識でこの秋より電話などのマナーについてルール作りをしています。良いサービスは事務所内の体制作りからとスタッフ一同第二創業の気持ちで取り組んでいます。また相続事業承継専門のサイトを作成しました。

特に事業承継のため事前に株価の評価サービスを実施しています。

事業承継については、法人ごとに最適なソリューションをなるべく長い期間にわたりサポートすることが効果につながりますのでどうぞご相談下さい。

また、個人の法人なり、法人設立のご相談を提携司法書士との連携により随時相談に応じています。消費税、所得税が今後上がり、法人税は来年度申告より復興特別法人税がなくなり軽減する傾向です。また、わずらわしい税務労務の手続きはほとんど電子で素早く対応致します。

今月のお悩み相談

Q 税務調査の季節で心配だ
A 税務調査の連絡は突然現金商売お店などにやってくるケース（現況調査）は、減っていますがそういう場合は断ることもできますので税理士までご連絡下さい。

たいていのケースは事前に税理士、納税者に連絡（現在は調査対応期間等詳しく事前通知をしなくてはならなくなっています）があります。日程等は変更することも可能なのですぐには決めず、一度税理士と相談してから決めましょう。実地調査はよく来るケースで4、5年に一度、来ない場合は10年位来ないケースもあります。一度重加算税など加算され継続管理法人扱いとされると3年に1度ほどの短い期間でやってくるケースが多いようです。日々の売上、原価、人件費をきちんと決算していくことが肝心です。事前相談 調査立ち合い、事後相談すべてお任せ下さい。

個人と法人の土地建物の低額譲渡について

法人から個人への低額譲渡

法人側=時価との差額が寄付金課税 個人は売主が法人の場合差額が一時所得

個人から法人への低額譲渡

実際の売買価格で譲渡可能ですが、時価の2分の1未満の定額譲渡のケースは個人から法人へ時価で譲渡をしたものとみなす規定があります。法人は時価で取得したものとされます。

個人から個人への低額譲渡

実際の価格の2分の1未満の時価での譲渡は売主に生じた譲渡損はなかったものとされ買主の取得費は売主の取得価格を引き継ぎます。

低額で買い受けた買主は、売り主が個人の場合時価との差額が贈与税課税となります。

就業規則に書かなくてもいいことは？

就業規則に書かなくてはいけないこと 任意なこと

就業規則を市販やネット（労働局など）の原稿をもとに作成すると、大企業など向けの非常に手厚い就業規則になりがちで中小企業の企業実態に即さないケースになりがちです。

就業規則については絶対に定めなくてはならないケースと任意で定めるケースがあります。

任意で定めるケースの例としては

休職

賞与

退職金

特別休暇

昇給

などが主にあげられます。

これらのケースで就業規則に定め監督署に提出したにもかかわらず支払われない、守られないと未払賃金としてのちにトラブルの種となりがちな項目です。

今は年功序列や退職金制度も崩れ、メンタルヘルス対策が重要視されているため時代に沿った個々の中小企業の実態に沿った就業規則の作成の相談に応じます。

税理士

社会保険労務士・行政書士
林 敦子

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田9 3 1 - 1 3

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ
事務所です。中小企業経営革新支援
機関認定事務所

お得な助成金や融資制度。

[助成金・融資サポート](#)

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>